

令和5年12月1日

徳島税務署との定期協議会の報告について

公益社団法人徳島法人会

徳島税務署と徳島法人会の青年部会、女性部会との定期協議会の開催内容について報告いたします。

令和5年12月1日（金）11時より、徳島税務署長他5名、徳島法人会青年部会5名、女性部会17名、事務局2名の参加により定期協議会を実施いたしました。

徳島税務署からは「税を考える週間」（令和5年11月11日（土）～17日（金））についてその趣旨やテーマ、変遷を中心に説明をいただきました。また、令和5年度「税の作品展」が11月10日（金）から13日（月）までの4日間、マルナカ徳島店3階ロビーにて税に関する優秀作品（作文・習字・絵はがき）の展示がされたこと、多数の方が見学に訪れたこと等が報告されました。また徳島税務署管内における小学生の租税教室実施に当会の青年部会が貢献していることを全実施回数に占める割合でお示しいただきました。

次に、辻徳島税務署長から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～税務行政の将来像2023～について、また、e-Taxの5つのメリットやマイナポータル連携について説明いただきました。

次に、納税者の利便性の向上等について、確定申告はマイナンバーカード×e-Taxでさらに便利になること、確定申告はスマホからできること、マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力できることなどについて説明いただきました。申告と併せて利用することでより便利になるダイレクト納付についてもお話しされました。

続いて令和6年1月1日より開始される電子帳簿等保存制度についてその概要を丁寧に説明いただきました。

フリーテーマでの意見交換では、参加の部会員から積極的に質問、意見が出されました。租税教室で使用しているDVDの改定についての質問を皮切りに、同じく租税教室の新たな取り組みの必要性についての意見や、電子帳簿等保存制度やダイレクト納付の普及策等が質問されました。徳島税務署担当官の皆様から解りやすく説明いただくことが出来ました。

また国税庁では、税に関する各種情報をホームページで提供していますので、ぜひ、ご利用ください。なお当会のホームページのリンク画面からアクセスすることもできます。

<http://WWW.nta.go.jp/>

当会では、今後も定期協議会で出た意見や対応につきましては、ホームページを通じて皆様にお伝えしてまいります。

「税を考える週間」とは

実施
期間

11月11日～17日

趣旨

税の意義や役割について能動的に考えてもらい、
税に対する理解を深めてもらう

テーマ

「これからの社会に向かって」

「週間」
の
変遷

昭和29年～
昭和31年～
昭和49年～
平成16年～

「納税者の声を聞く月間」
「納税者の声を聞く旬間」
「税を知る週間」
「税を考える週間」

税の作品展

マルナカ徳島店 3階ロビー
11月10日(金)～11月13日(月)
10:00～16:00



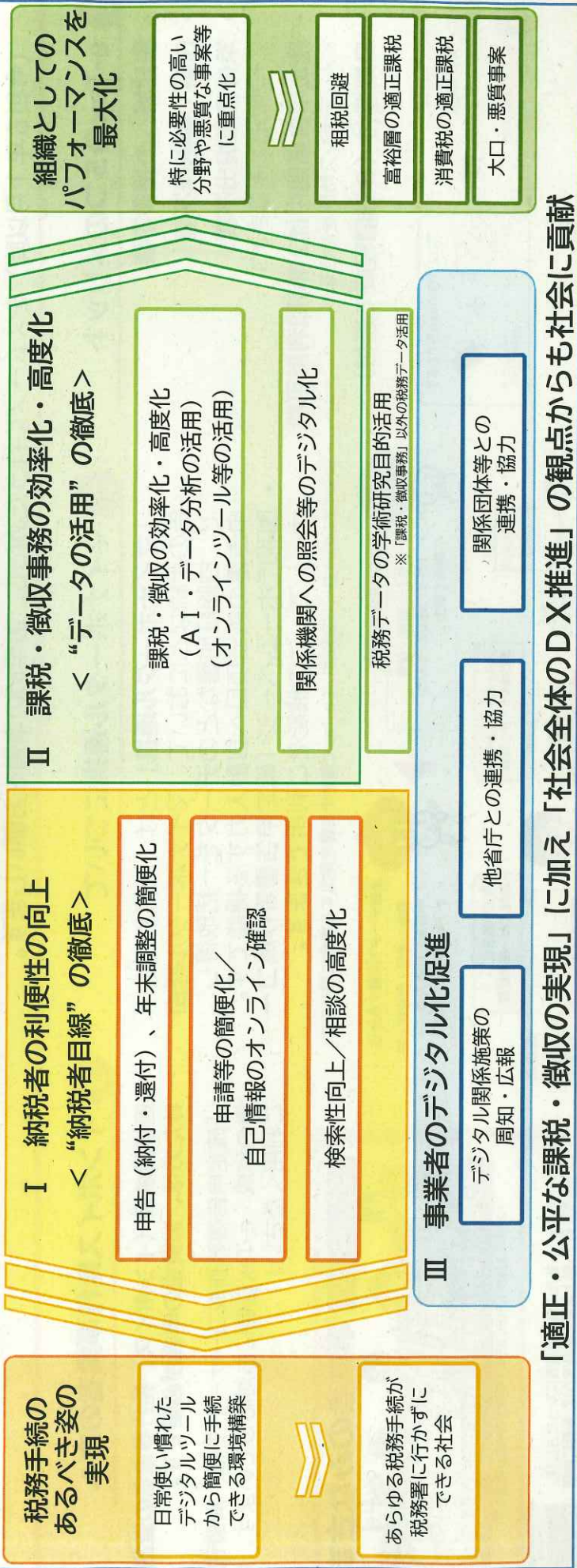
展示内容	小学生	18編
作文	中学生	6編
	高校生	4編
習字	小学生	144点
絵はがき	小学生	20点

徳島税務署管内の小学校における租税教室開催状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (予定含む)
① 管内学校数	55	55	55	55	55	55	55
② 開催学校数	54	52	54	44	51	51	52
③ 開催割合(②/①)	98.2%	94.5%	98.2%	80.0%	92.7%	92.7%	94.5%
④ 開催回数	74	76	77	80	82	81	80
⑤ 徳島法人会講師派遣校数	34	26	34	19	25	21	21
⑥ 徳島法人会講師派遣校割合(⑤/②)	63.0%	50.0%	63.0%	43.2%	49.0%	41.2%	40.4%
⑦ 徳島法人会講師派遣回数	45	44	45	37	54	37	42
⑧ 徳島法人会講師派遣回数割合(⑦/④)	60.8%	57.9%	58.4%	46.3%	65.9%	45.7%	52.5%

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタル）を活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。

税務行政の将来像



「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組み。

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、所得税及び消費税申告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。
- ◆ また、所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナンバーと連携していただきますと、控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナンバー連携）できるので、集計や入力の手間が不要になります。
- ◆ なお、マイナンバー連携をご利用いただくためには、マイナンバーの利用者登録など、事前準備が必要です。令和5年分確定申告（令和6年1月以降）をスムーズに行うためにも、お早めの準備をお願いします。

1 e-Taxの5つのメリット

- ・ 税務署への持参不要
- ・ 印刷・郵送料不要
- ・ 添付書類提出不要
※一部の書類は除きます
- ・ 確定申告期間中は24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます
- ・ 早期還付（3週間程度で還付）

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告はICカードリーダーが不要です

マイナンバーカード
マイナンバーカード
マイナンバーカード
マイナンバーカード
マイナンバーカード
マイナンバーカード

マイナンバーカードアプリをインストールするだけ！

2 マイナンバー連携について

- ・ 「マイナンバー連携」とは、所得税確定申告の手続などにおいて、マイナンバー経由で、控除証明書などのデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- ・ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用できます。

※マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場面に限ります。



3 インボイス発行事業者の方へ

- ・ 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要です。
- ・ 「確定申告書等作成コーナー」では、消費税申告書の作成・e-Tax送信にも対応しています。是非ご利用ください。

インボイス登録をされた事業者のみなさま

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要です

※課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2割特例

新たに課税事業者になった方には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる特例もあります

確定申告は

マイナンバーカード × e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、

3人に2人が

e-Taxで申告しています!

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



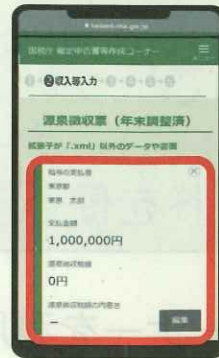
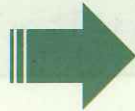
国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダライタが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています



「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

従業員の方の

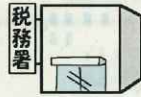
e-Taxで提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります!

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になれます。

事業主の方

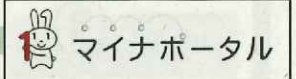


源泉徴収票をe-Taxで提出 税務署

自動入力された金額を
確認して
e-Taxで確定申告!



従業員の方



マイナポータルとの連携で
給与情報を自動入力

事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



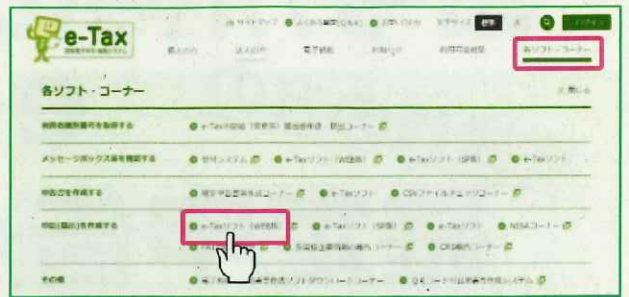
e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます!

! e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト (WEB版) のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト (WEB版) へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト (WEB版)」をクリック
または



e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います (e-Taxソフト (WEB版) を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。)



※事前準備の案内動画はこちら



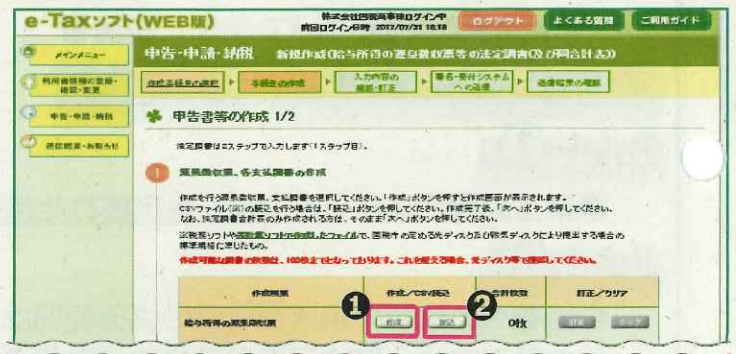
STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1 件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk (対応税務ソフトを含みます。) を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)

